

会場運営ガイドライン



【第1版】

船橋市サッカー協会第1種委員会



会場運営ガイドライン(試合当日運営について)

1. 本会場運営ガイドラインは、市民大会・選手権大会及び交流戦に適用される。
2. 運営規定、新型コロナガイドラインを基本とし、会場の運営規則は以下の通りとする。

時系列	実施内容
	<p>会場の使用について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用施設に対して感謝の気持ちを持ち、借用する備品の利用については大事に扱うこと。 ② 施設利用時は、一般の方も利用しているので、むやみに上着を脱いで裸にならないこと。 ユニフォームの着替えは極力、車にて着用すること。(インナーシャツ着用時を除く) ③ 高瀬町運動広場球技場は、少年野球場に入らないこと。 ④ 会場撤収時には利用施設の事務室に声をかけ、施設を利用させていただきことへの感謝を伝え、撤収する旨を伝える。
<p>第一試合開始 1 時間前 1 hour ago</p>	<p>会場の駐車場について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高瀬町運動広場球技場の駐車台数は1チーム5台までとする。 高瀬町運動広場球技場 の駐車場入口が塞がっている場合は、運営委員に連絡する。 ② 船橋市運動公園自由運動広場の利用時は、馬込斎場の駐車場には絶対に駐車しない。 ※馬込斎場に駐車した事実を確認した場合は、運営委員会で処分を決定する。 (運営規定第6条「罰則」に準ずる) ③ 法典公園球技場(グラスポ)及び高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)は、障がい者用スペースに駐車しないこと。 ④ 法典公園球技場(グラスポ)の駐車場は、極力、第2駐車場に停車すること。 ※船橋市運動公園自由運動広場、法典公園球技場(グラスポ)は有料になります。
	<p>試合成立について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当日の午前の運営担当は試合開始1時間前にグラウンドに到着し、利用施設の管理事務所に会場への当日の使用許可書の提出する。 (本ガイドライン別紙を参照する) ・法典公園球技場(グラスポ)は、管理事務所に使用許可書を提出し、「<u>船橋市有料公園施設・附属設備使用許可書申請書</u>」を記入する。 ・高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)は、管理事務所に使用許可書を提出する。 ・高瀬町運動広場球技場は、若松公園内の管理棟にあるポストに使用許可書を投函する。 ・船橋市運動公園自由運動広場は、船橋市運動公園体育館側の管理棟のポストに使用許可書を投函する。(9:00以降に提出する場合は、管理事務所に提出する) ※大会運営部は市民大会、選手権大会の法典公園(グラスポ)、高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)の使用にて、会場費の支払いが発生する可能性がある時は、事前に事務局を含め手続きを実施しておくこと。 ② 雨天などで試合の開催が微妙な場合は、グラウンド状態を確認し、運営委員、第一試合の両代表と協議のもと、当日朝7時30分までに相談の上決定する。 ③ 試合を中止する場合、運営担当チームは全チーム及び担当審判に、速やかに決定内容をメール・LINEにて連絡する。 ④ 第一試合のチームは、決定時刻と試合時刻のタイムラグの為、原則として

グラウンドへ向う。

※前日からの悪天候やその延長などが考えられる場合は、事前の中止決定もやむを得ない。
(運営委員および大会運営委員長と相談の上、決定後速やかにリーグ内に周知する)

- ⑤ 市民大会ではなく交流戦として、法典公園球技場（グラスポ）及び高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）を使用する場合は、参加チームに会場使用料の支払いが発生するので、回収する。

会場の設営について

- ① 第一試合該当チームは運営担当チームの指示に従いゴールの設置、コーナーフラッグの設置、受付の長机×1、椅子×2の設置などの会場設営に協力する。

(運営規定第12条「試合の運営」に準ずる)

「受付の設営」

- ・高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）は、管理事務所に連絡し、長机、椅子を管理棟から取出し、グラウンド入口に設置する。
- ・法典公園球技場（グラスポ）は、管理事務所に連絡し、倉庫のカギを借り、グラウンド付近のトイレ脇の倉庫から長机、椅子を取出し、駐車場側のグラウンド入口に設置する。
受付入口側と反対の入り口は、閉めて受付を一ヶ所にする。
- ・高瀬町運動広場球技場は、若松公園内の管理事務所にある牛乳瓶から、グラウンドの南京錠のカギを取り出し、駐車場入り口を開けて、倉庫から長机、椅子を取出し、駐車場入口に設置する。**(倉庫のカギのNoは運営委員会で周知、把握させる)**
- ・船橋市運動公園自由運動広場は、陸上競技場側の管理事務所に伝え、机、椅子を車両で運搬してもらい、受付をグラウンド入口の階段手前に設置する。

(本ガイドライン別紙を参照する)

「会場の設営」

- ② 以下の準備が完了しているか確認する。
- ・ゴールの設置（ネットの補修が必要かも含めて確認する）
（高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）はゴールを運び設置する）
 - ・コーナーフラッグ（法典公園球技場（グラスポ）は、管理事務所で借りる）
 - ・グラウンドにラインを引く。（高瀬町運動広場球技場、船橋市運動公園自由運動広場）
 - ・高瀬町運動広場球技場はポイントがあるので確認して引くこと。
 - ・船橋市運動公園自由運動広場はポイントがないので、注意して引くこと。
高瀬町運動広場、船橋市運動公園自由広場共に、ラインを引くときは巻き尺（メジャー）を使用すること。
※巻き尺は、雨泥で汚れた場合は、水道で泥を洗い流すこと。
 - ・高瀬町運動広場球技場は、午前の部の一般の2試合目のチームがラインカーを一度、倉庫に片づける。
午後シニアの部で使用する場合、使用する分の石灰を準備し、シニアの部の会場責任チームが管理し、使用すること。使用後は、会場撤収を参照する。
 - ・船橋市運動公園自由運動広場はポイントがないので、注意して引くこと。
 - ・凸凹やぬかるみ等のある場合は、トンボなどでグラウンドを整地する。
 - ・水溜まりがある場合は、
 - ・高瀬町運動広場球技場はスポンジとバケツを使用し、吸取りながらトンボで整地する。
 - ・船橋市運動公園自由運動広場はトンボで整地する。
- ※テントの設置が必要な場合は設置する。（雨天時、熱中症対策）
- ③ 新型コロナウイルス感染症については、コロナガイドラインに沿うものとする。



- ・アップ中、ベンチの選手及び試合待機のチームもマスクの着用を徹底させること。
- ・船橋市サッカー協会より感染症対策セット（検温器・消毒液・除菌洗剤）を準備する。
但し、一般の部、シニアの部共に、選手個人・各チームでの感染症自衛を含め、
各々も備品の準備を行い、感染症対策に努めさせること。

試合開始

5分前

five minutes ago

メンバー表の提出について

- ① 審判担当チームは利用者名簿&メンバーシート表（1部）の提出を促す。
※選手名は、各選手で記入させるようにする。
※審判委員会担当の市民大会、選手権大会準決勝及び決勝については、マネージャーミーティングを行い、試合時間、給水の有無など必要事項を確認する。
（運営規定第5条「審判員」に準ずる）
- ② 試合球を各チーム2個を持ち寄り、主審に空気圧のチェックをお願いする。
（運営規定第9条「試合球」に準ずる）
- ③ 副審の2人1組でそれぞれの用具チェックを行う。
（運営規定第3条「ユニフォーム」に準ずる）
※シニアの部については、競技規則に準ずる。

試合開始

game start

試合中の運営について

「試合開始について」

- ① 主審は副審とアイコンタクトを取り、ホイッスルに合わせてストップウォッチを押す。
- ② 法典公園球技場（グラスポ）使用は、ボールがテニスコート側に飛んだ場合、飛んだ方向のテニス競技者に大きな声で声をかけて危険を知らせる様に促すこと。

「選手交代について」

- ① 選手交代の場合には、4審がメンバー表に名前の記載があることを確認し、交代用紙を確認する。
※但し、交流戦については、名前のみ確認とし、交代用紙は不要とする。
交流戦の交代についての運用は、年度別に運営委員会で協議し決定する。
変更ある場合、案内に特別ルールとして記載し通達すること。
- ② 用具のチェックを行う。
- ③ アウトオブプレーのタイミングでアウトする選手の番号を主審にわかるように声掛けする。
- ④ 主審の入場指示に従い交代選手を入場させる。
※アウトする選手に対して最も近いタッチラインまたはエンドラインから外に出るように促す。
※アウトする選手がタッチラインまたはエンドラインから出るまで入場しないこと。

「飲水タイムについて」

- ① 飲水タイムは水を取るためだけの時間であり、戦術的な行為（指示、選手交代等）は行えない。
- ② タッチライン沿いで水を取るよう指示する。（極力ピッチを出さないよう注意する）
- ③ 飲水タイム中に選手交替の準備をすることは妨げないが、選手交替は飲水タイム後、試合再開のタイミングで行う。

「クーリングブレイクについて」

- ① テント、ベンチなどの日差しを避けられる場所に一時退避させる。
- ② クーリングブレイクでの交代は認める。
（時間内に手続きを行い、入場はハーフタイム同様主審の指示に従い入場する）

	<p>救急対応について</p> <p>① サッカー競技中に健康にかかわる不測の事態により緊急の対処が求められた際は、事態の悪化防止と人命救助の補助を行うこと。(救急対応マニュアルに準ずる)</p>
<p>ハーフタイム half time</p>	<p>ハーフタイム中の運営について</p> <p>① 各チームに対して交代選手がいる場合には早めに手続きを行うように促す。</p> <p>② 後半開始にあたり、交代選手は前半から継続して出場している選手と明確に区別するために、センターライン付近のタッチラインで待機させ、主審の合図でピッチに入場させる。</p> <p>③ 試合毎のトンボかけについては、雨等によってできたぬかるみ部分を重点的に行い、グラウンドの凸凹を極力少なくするように努める。 但し、グラウンド状況に問題がなければ行う必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高瀬町運動広場球技場、船橋市運動公園自由運動広場は、試合やトンボかけによって消えたり薄くなったりしたラインは、試合の進行に重大な支障があるので、試合間もしくはハーフタイムを利用して行う。 ・ラインの引き直しについては、各ブロック運営チームが管理を行うこととする。 但し、各チーム運営委員に協力して、引き直しを積極的に行うこと。
<p>試合終了 end of game</p>	<p>試合終了時の運営について</p> <p>① 審判報告書を担当した主審チームは主審と記録を確認する。(得点結果、警告退場) ※警告・退場があった場合は特記しておく事項があれば特記事項欄に記録を残す。</p> <p>② 主審及び副審・4審に審判報告書の用紙にサインをもらう。</p> <p>③ 審判報告書は会場にいる運営委員に手渡す。 ①～③については、一般の部を対象とし、シニアの部については、競技規則に準ずる。</p> <p>④ 高瀬町運動広場球技場のボールロストについては、当日に高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)の管理事務所に報告する。(ロストボールの運用に準ずる)</p>
<p>会場撤収 withdrawal of venues</p>	<p>会場撤収について</p> <p>① 最終試合を担当する両チームはゴール、コーナーフラッグ、ラインカー(テントの設置がある場合はテントも)の片づけを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)は、台車にコーナーフラッグを載せ倉庫に返却した後に管理事務所に片づけ完了の連絡をする。 ・法典公園球技場(グラスポ)は、台車にコーナーフラッグを載せて、会場の門を閉めて、管理事務所に返却する。 ・船橋市運動公園自由運動広場は、台車にラインカー、コーナーフラッグを載せ、陸上競技場側の倉庫に片づける。 ・高瀬町運動広場球技場は、倉庫にラインカー、コーナーフラッグを倉庫に片づける。 ・ラインカー内の石灰は、固まると使用できなくなるため、ポリバケツに移し替える。 <p>② 最終試合を担当する両チームは受付の長机、椅子の片づけを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)は、管理棟に返却する。 ・法典公園球技場(グラスポ)は、グラウンド付近のトイレ脇の倉庫に返却する。 ・シャッターは閉めてカギを掛けて、管理事務所に返却する。 ・船橋市運動公園自由運動広場は、陸上競技場側の倉庫管理室に伝え、撤去依頼をする。 ・高瀬町運動広場球技場は、倉庫に片づける。

	<p>③ 会場内に忘れ物、ゴミが落ちていないかを見回り最終確認をする。 ・ゴミは必ず、各チームに促し持ち帰らせること。特にペットボトル、タバコ、 テーピング屑等の不始末が多く見受けられるので、十分に留意する。</p>
<p>会場報告 venue Report</p>	<p>会場報告の運営について</p> <p>① 一般については、審判報告書と会場報告書を後半の運営チームが運営委員会のLINEに報告する。 ※シニアの部は、対戦結果とし、シニアの部のLINEに報告。</p> <p>② 利用者名簿&メンバーシートの取り扱いについて ・運営部は、運営規約に則り、試合翌日から1ヶ月保管し、保管期限後については<u>適正な方法にて処分すること。</u></p> <p>(シニアの部は会場に運営委員が不在の日程もあるので、各大会の競技規則に準ずる)</p>

本会場運営ガイドラインの改訂について
 本規則は、運営委員会で協議し、決定すること。

改訂履歴

2021.10.07

運営規定【第16版】改訂に伴い、会場の運営と競技規則について、明文化するため会場運営ガイドラインとして、新規制定した。

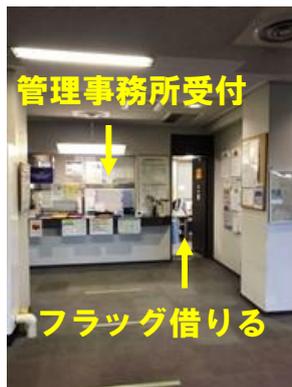
作成 大会運営部_運営部長 事務局

承認 第1種委員会委員長 西川 智

会場運営ガイドライン (別紙)

・法典公園球技場(グラスポ)

「使用許可書提出場所」



「倉庫の場所」



「受付の設置場所」



・高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)

「使用許可書提出場所」



「倉庫の場所」



「受付の設置場所」



・高瀬町運動広場球技場

「使用許可書提出場所」



「倉庫の場所」



「受付の設置場所」



・船橋市運動公園自由運動広場

「使用許可書提出場所」



「倉庫の場所」



「受付の設置場所」

